

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
I 地域福祉を支える人づくり	① 福祉に関する教育・啓発の推進	(1) 福祉に関する意識啓発の推進	幸手市障がい者の福祉ガイドの発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方や希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図った。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷し、社会福祉課窓口で配布した。市ホームページに掲載した。	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷及び市ホームページ掲載	社会福祉課	1	広く周知を図ることが重要なので、今後も継続して実施する。	A	
			地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行った。	継続	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	出前講座の実施 29回	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	介護福祉課	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業が休止してしまつたことの影響が大きかつた。市ホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、今後も継続して実施する。	B	
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報(厚生労働省で集約している「介護サービス情報公表システム」)を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めている。	継続	・高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	・リーフレット(事業所一覧) ・出前講座の実施 29回	・高齢者福祉サービス、介護保険制度及びサービス提供事業者等の情報の周知 ・出前講座の実施	介護福祉課	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業が休止してしまつたことの影響が大きかつた。今後は広報紙やホームページ、各種パンフレットを活用しながら、出前講座や各種サービスについて周知を図る。	B	
			健康教育事業	健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、生活習慣病予防等の教室や講話を実施する。	継続	専門医による疾病に関する講話 1回 各種健診時健康講話 8回 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 幸手市健康マイレージ参加者数1,800人	専門医による疾病に関する講話 未実施 各種健診時健康講話 11回 健康の保持増進に資する出前講座の実施 3回 幸手市健康マイレージ参加者数1,737人	動画による健康教育の実施 健康の保持増進に資する出前講座の実施(随時) 幸手市健康マイレージ参加者数1,800人	健康増進課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業を縮小して実施した。集団での健康教育が困難な状況が続くため、自宅で取り組める内容をあらゆる媒体で周知できるよう検討していく。	B	
			子育て支援に関する情報の発信	子育て支援に関する情報をまとめたリーフレット等を作成し、窓口等に設置して市民に周知を図る。	継続	子育て支援ガイドブックの継続配布	子育て支援ガイドブックの継続配布	子育て支援情報の配布	こども支援課	1	子育て支援ガイドブックの配布を、子育て支援情報に切り替え、配布する。	A	
		(2) 福祉に関する学習機会の充実	認知症サポーターの養成	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮らしていくために、認知症に関する基礎的な知識を学び、地域であたたかく見守る認知症サポーターを養成する。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	認知症サポーター数(累計) 2,199人	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	介護福祉課	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業が休止となる影響があつたが、目標を達成することができた。認知症サポーターの数は増加しており、今後も継続して普及啓発を行い、認知症サポーターの人数を増加させる。	A	
		(3) 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	障害者差別解消法に係る研修等の実施	平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、市職員向け研修及び事業所向け説明会を実施する。	継続	・職員対応研修(新規採用職員対象) 全1回 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会において事例検討等を行う	・職員対応研修(新規採用職員対象) 全1回 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会において事例検討等を行う	・職員対応研修(新規採用職員対象) 全1回 ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会において、構成市町共通の相談受付シート等を作成する ・市広報紙等を通じて住民への周知を図る	社会福祉課	1	令和2年3月末に埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を設置。広域での情報や事案の共有を行い、各自自治体での差別解消のための相談が円滑に行えるようにする。差別解消法に関する周知は、継続していくことが必要。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			人権啓発事業	同和問題をはじめとする人権問題の解決のために、人権啓発活動を行い、人権啓発の促進、人権意識の高揚を図る。	継続	・幸手市人権擁護委員と駅頭啓発活動、市民まつりの啓発活動(年2回) ・広報紙、HPによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年3回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発促進に係る企業訪問(年1回) ・人権を考えるつどい等への参加(年2回)	・広報さつて、市ホームページによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年4回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年1回) ・人権啓発促進に係る企業訪問(年1回) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送にて対応 ・人権を考えるつどい等に参加した。(年1回)	・幸手市人権擁護委員と駅頭啓発活動、市民まつりの啓発活動(年2回) ・広報紙、HPによる人権啓発記事の掲載 ・市職員に対する人権啓発研修会の実施(年3回) ・教職員に対する人権啓発研修会の実施(年2回) ・人権啓発促進に係る企業訪問(年1回) ・人権を考えるつどい等への参加(年2回)	人権推進課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、駅頭啓発活動や市民まつりでの啓発活動を実施することができなかった。今後は啓発活動の実施方法について、検討していく。	B	
			人権教育研修会「人権作文発表会」	人権問題を解決するために、指導者の資質向上を図るとともに、地域における人権教育の一層の推進に資するため、小・中学校による人権作文の発表と講演会を実施。	継続	人権作文発表会 参加目標人数 200人	人権作文発表会 参加人数79人 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、無観客・入替制で実施。	人権作文発表会 参加目標人数 200人	社会教育課	1	—	B	
			幸手市企業「人権・同和問題研修会」	企業、職場内における人権・同和問題の意識の普及・高揚を図り、より積極的に人権問題に取り組む、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のために研修会を実施。	継続	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加目標人数 60人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	幸手市企業「人権・同和問題研修会」参加目標人数 60人	社会教育課	5	参加人数の内訳を見ると、企業の参加人数が少ないので、開催時期や開催時間等の見直しを検討する必要がある。	E	
		(4) 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催し、男女共同参画啓発のため、情報紙等を発行する。	継続	・幸手市男女共同参画推進協議会委員と健康福祉まつりでの啓発活動(年1回) ・男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回) ・男女共同参画啓発情報紙を発行	・男女共同参画啓発情報紙を発行	・幸手市男女共同参画推進協議会委員と健康福祉まつりでの啓発活動(年1回) ・男女共同参画に関する市民の認識を深めるとともに、学習機会の提供として、セミナーを開催(年1回) ・男女共同参画啓発情報紙を発行	人権推進課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、健康福祉まつりでの啓発活動やセミナーを実施することができなかった。今後はセミナーの開催方法について、実施できるよう検討する。	B	
②	地域福祉をア担当の促進と確保	(1) ボランティア活動の推進	子育て応援まつりの共催	「幸手子育て支援ねっとわーく」による、子育て応援まつり実行委員会との共催による、子育て応援まつりの開催	継続	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人々との交流を図り親子で楽しめるイベントとして、年1回開催	子育て応援まつり(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止) ※代替事業としてウェルス幸手内においてパネル展示を行い、ボランティア活動の推進を図った。	市内のボランティア団体や個人による子育て応援まつり実行委員会と協働して、子育て支援を行う人々との交流を図り親子で楽しめるイベントとして、年1回開催	こども支援課	1	ボランティア団体が主催し、地域の子育て中の親子との交流や、中学生のボランティア体験を通して次世代間交流も図れるため、継続して実施する。	A	
		(2) 地域福祉の担い手の育成・支援	ファミリー・サポート・センター事業 スキルアップ講習会	外部講師による、ファミリー・サポート・センターの協力会員と両方会員を対象にした講習会	継続	年4回実施	年2回実施(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2回中止) 「身近なものを使って簡単手作りマスクケース」7名、「昔遊びと若返り体操」9名	年4回実施 「小児食(援助時)の調理」「健康福祉まつり」「普通救命講習」「最近の子育て事情と身近なものを使った遊び」	こども支援課	1	—	B	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
		(3) 市民の自主的活動・関係団体などへの支援	障がい者団体への支援	障がい者団体への支援を通じて、障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図る。	継続	・幸手市身体障害者福祉会、サークル青空への支援 ・彩の国ふれあいピック参加支援	・幸手市身体障害者福祉会への運営費補助金交付 ・彩の国ふれあいピックは新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりすべて中止	・幸手市身体障害者福祉会、サークル青空、輪の会への支援 ・彩の国ふれあいピック参加支援	社会福祉課	2	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、身体障害者福祉会やサークル青空の事業、彩の国ふれあいピックが中止となった。障がい者の交流機会や社会活動への参加機会の充実を図るためには、障がい者団体への支援とともに、現在具体的な活動支援を実施していない団体や社会福祉協議会との協力が重要である。	B	
			地域介護予防活動支援事業(育成支援)	出前講座を通して、介護予防に関する地域活動団体の育成・支援を行い、また、介護予防サポーター等ボランティアの育成のために研修会等を実施する。	継続	介護予防に関する地域活動団体 44団体	介護予防に関する地域活動団体 44団体 介護予防サポーター 112人	介護予防に関する地域活動団体 45団体	介護福祉課	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業が休止となる影響があったが、目標は達成することができた。高齢者が地域の仲間と楽しく生きがいをもって介護予防活動を継続できるよう、高齢者の居場所づくりを推進し、活動を支援する地域ボランティア等の人材育成に努める。	A	
			子育て応援サークル活動等助成事業	地域の子育て支援体制の充実のため、子育て家庭を応援する事業を企画実施する団体を公募し、審査し助成する。	継続	1団体30万円を上限に、団体数3団体	助成なし	1団体30万円を上限に、予算の範囲内で補助する	こども支援課	5	—	E	
			各種関係団体への活動支援(補助金等)	公民館において文化活動を行う団体の活動に対し、助成を行う。	継続	補助金交付団体 1団体(幸手市公民館クラブ連絡協議会)	補助金を交付したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により団体の活動が見合わされたため返還された。	補助金交付団体 1団体(幸手市公民館クラブ連絡協議会)	社会教育課	2	課題として、団体構成員の高齢化に伴い活動停止や解散する団体が増加しており、団体活動の後方支援が求められる。	B	
		(4) 専門的な人材の確保	介護人材の育成・確保	市内の多くの介護支援専門員が加入する「幸手市介護支援専門員連絡協議会」へケアマネジメントの質の向上を目的とした研修を実施する。また、医療職をめざす学生の教育機関である、大学や専門学校の学生の地域実習を受入れる。	継続	研修の実施及び地域実習の受入れ	研修の実施 1回 地域実習の受入れ 中止	研修の実施及び地域実習の受入れ	介護福祉課	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業が休止してしまつたことの影響が大きかった。「幸手市介護支援専門員連絡協議会」は主に幸手市内の居宅介護支援事業所が加入している。介護支援専門員に最適なケアプランを立案できるよう、今後も制度運用について周知に努める。また積極的に学生実習を受け入れ、学生に対し地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域での実習を通して介護・保健・医療・福祉分野の理解がより深まるよう支援する。	C	
			生涯学習推進事業	「さって市民生きがい教授」制度により、各種指導者、講師の登録及び市民への情報提供を行う。	継続	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。市ホームページによる周知及び市役所、公民館での台帳閲覧の実施。	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。指導者登録 60件 新規登録2件 相談件数0件	さって市民生きがい教授制度の指導者の登録更新。市ホームページによる周知及び市役所、公民館での台帳閲覧の実施。	社会教育課	2	制度活用のため、周知方法について検討する必要がある。	B	
		(5) 社会福祉協議会への支援の充実	幸手市社会福祉協議会運営費補助事業	地域福祉の中核となる幸手市社会福祉協議会の経営基盤の安定化を図るため運営費(人件費相当分)に対する補助金を交付する。	継続	補助額 39,514,000円(職員4名、臨時等2名)	補助額 39,514,000円(職員4名、臨時等2名)	補助額 38,521,000円(職員4名、臨時等2名)	社会福祉課	1	地域福祉の中核として事業を積極的に行っており、安定した経営が図られたことから、継続実施する。	A	
			社会福祉協議会への職員の派遣	幸手市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、社会福祉協議会へ職員を派遣する。	継続	職員派遣人数 1名	社会福祉協議会へ職員派遣 1名	職員派遣人数 1名	庶務課	1	職員を派遣することで、社会福祉協議会の事業及び組織運営の適正化が図られることから、継続事業として実施する。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
II 支え合いのある地域づくり	① 地域で支え合うコミュニティの創出	(1) コミュニティ意識の醸成	行政区長会への情報提供事業	区長会の総会・役員会を通して各行政区と連携し、自治活動の増進を図る。	継続	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	区長会役員会において、市政に関する周知報告を行なうことができた。	各地区と連携し、自治活動の増進を図る。	市民協働課	1	区長会役員会において、市政に関する内容や区長制度の改正事項について、情報共有を通して連携を図ることができたほか、地区別区長会議等により地区内の協働を推進することができたことから、継続し実施する。	A	
		(2) コミュニティ活動の推進	地区市民センター管理運営事業	地域行政の拠点として、地域づくりを支援するとともに、地域の実情に応じたサービスを提供する。	継続	各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、地域づくりの支援を進めていく。	市民との協働を推進する拠点として、各種証明書の発行や各種届出受付等を行い、また、地域の市民活動に関わることで、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を進めていくことができた。	各種証明書の発行や各種届出受付及び地域活動に関わることで、地域づくりの支援を進めていく。	市民協働課	1	各種証明書の発行や各種届出受付業務などを行い、また、地域の市民活動に参加することで情報収集と発信、相談を行い、地域づくりの支援が図れたため、継続して実施する。	A	
		(3) 協働のパートナーとなる市民・関係団体などの育成	市民との協働体制整備事業	市民との協働推進について更なる体制整備を図るため、協働事業推進協力報償金を各行政区に支給する。	継続	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。 ※協力団体数107	各行政区に報償金を支給し、協働推進と体制整備を図ることができた。 ※協力団体数107	地域の課題に行政と住民とが協働して取り組めるまちづくりを目指す。 ※協力団体数107	市民協働課	1	市及び関係機関の発行物の配布、地域の課題解決のための市との協働が推進できたため、継続して実施する。	A	
			スーパー健康長寿サポーター 健康長寿サポーター養成講座	埼玉県で実施している健康長寿埼玉プロジェクト「健康長寿サポーター事業」に基づき、「スーパー健康長寿サポーター」の認定を受けたサポーターと協働して「健康長寿サポーター」の養成を実施し健康づくりの啓発を行う。	継続	スーパー健康長寿サポーターによる養成講座の実施 1回 健康福祉まつりでの健康づくりの協力、普及実施	未実施	スーパー健康長寿サポーターによる養成講座の実施 1回 スーパー健康長寿サポーターの養成 1人	健康増進課	5	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、運動教室などのイベントが縮小・中止となったことで、スーパー健康長寿サポーターの活躍の場がなくなってしまった。感染症対策をした上で積極的に新しいサポーターを養成していき、メンバーの固定化を改善していく。	E	
		(4) 地域福祉ネットワークの構築	幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築し、地域全体で支援が必要な人を見守る体制の確立と、効果的な支援に努める。	継続	・幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク全体会を開催 全1回 ・広報紙を通じて周知・啓発活動を行う	・ネットワーク全体会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 ・広報紙を通じて周知・啓発活動を実施	・幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク全体会を開催 全1回 ・広報紙を通じて周知・啓発活動及びネットワーク通信の発行(介護福祉課)	社会福祉課	3	今後も地域全体で支援が必要な人を見守る体制の充実に継続して取り組んでいく必要がある。	C	
			幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	認知症や虐待等により援護を必要とする高齢者を早期に見出し、支援するために、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員・児童委員等の関係機関とともに協力体制を構築する。	継続	関係機関 160事業所	関係機関 152事業所	関係機関 165事業所	介護福祉課	1	さらなる関係機関の拡大に努め、地域における見守り支援体制の充実に努める。	A	
		(5) 住民の支え合い活動の促進	幸手市民生委員・児童委員協議会事業運営費補助事業	民生委員・児童委員の地域における福祉活動を支援するため、事業運営費を補助する。	継続	補助額 7,719,000円	補助額 7,719,000円	補助額 7,743,000円	社会福祉課	1	地域福祉の担い手として活動が円滑に実施されたことから、継続実施する。	A	
			コミュニティ連携推進事業	クリーン作戦、市民まつりなどの機会を通して、地域における支え合い活動の普及啓発及び地域での助け合い活動などを推進する。	継続	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦及び花いっぱい運動を通して地域活動への参加を推進する。	花いっぱい運動等を通して、市民との協働によるまちづくり活動や地域での助け合い活動などが推進された。	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、花いっぱい運動などを通して地域活動への参加を推進します。	市民協働課	1	防災、防犯、環境分野などで地域での助け合いが必要な場面がより増加することが見込まれるため、クリーン作戦などを通して地域活動への参加を推進する。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
②	生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1) 身近な交流の場の提供	地域活動支援センターの充実強化	障がい者の創作的活動や生産活動、社会との交流促進の機会の提供などを行う地域活動支援センターを充実強化する。	継続	市内の地域活動支援センターの充実強化	運営費補助金を交付し、支援を実施した。	市内の地域活動支援センターの充実強化	社会福祉課	1	市内の地域活動支援センターに補助金を交付し、安定した運営と内容の充実強化のための支援を今後も継続していく。	A	
			空き店舗・既存ストックの活用事業	商工会主体の空き店舗対策事業として「プラス」を拠点に、各種団体等の活動や、展示スペースなどとして利用してもらうことで、中心市街地の楽しさ・利便性・魅力の向上を図る(幸手市中心市街地にぎわい創造事業費補助金)。	継続	第6次幸手市総合振興計画の成果指標として、現在1件の空き店舗活用数を令和5年までに3件までに増加させる。	コロナ禍のため、利用中止やキャンセルが相次いだ。感染防止対策を徹底することで再開し、各種団体によるインターネットテラス事業、女性起業イベント事業を実施した。	第6次幸手市総合振興計画の成果指標として、現在1件の空き店舗活用数を令和5年までに3件までに増加させる。	商工観光課	2	空き店舗の認識として、シャッターは閉まっている店舗はあるが住居を兼ねているため活用できる物件がないのが現状である。現在利用されている「しあわせのえきプラス」の利用周知や活用方法の再考が必要と考える。	B	
			お話し会	ボランティア3団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的実施する。香日向分館は図書館スタッフにより実施する。	継続	実施回数 90回 参加者総数 1,500人	実施回数 59回 参加者総数 897人	実施回数 90回 参加者総数 1,500人	社会教育課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、計画どおり開催できなかった。感染対策を講じたうえで、人数を制限して開催した。	B	
		(2) 公共施設などの活用	各種団体による保健福祉総合センターの施設利用	保健福祉総合センター(ウェルス幸手)の会議室等の利用により市民活動の支援を行う。	継続	年間利用団体数(延べ件数) 500団体	年間利用団体数(延べ件数) 204団体	年間利用団体数(延べ件数) 500団体	社会福祉課	2	利用環境の整備が図れており多くの団体が継続して利用していることから、今後はコロナ禍においても安全に利用してもらえるよう工夫を行う。	B	
			老人福祉センター	地域の高齢者の生きがいや交流の場として整備する。	継続	利用者数 23,000人	利用者数 10,166人	利用者数 23,000人	介護福祉課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業が休止してしまつたことの影響が大きかった。高齢社会に対応するため、健康・生活上の相談、趣味、教養等の研修及び講話の開催や、老人クラブ活動の強化等ソフト面での充実を図るとともに、既存の施設を最大限に活用できる施策を検討する。	B	
			学校体育施設開放事業	地域住民に身近な学校体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲において開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供する。	継続	利用者数 84,000人	利用者数 15,261人	利用者数 42,000人	社会教育課	1	—	B	
			市民文化体育館管理運営事業	市民のスポーツ・文化の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施する。	継続	年間利用者数 280,000人	利用者数 84,209人	年間利用者数 140,000人	社会教育課	1	施設の老朽化による機器の動作不良が生じているため、計画的に修繕・機器の更新を行う必要がある。	B	
			武道館管理運営事業	武道の拠点として市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施する。	継続	年間利用者数 33,000人	利用者数 18,819人	年間利用者数 20,000人	社会教育課	1	施設の老朽化が進んでおり、利用者からも施設の改善に関する要望を受けている。利用者が安心して利用するためにも、計画的に修繕を行う必要がある。	B	
			体育施設管理運営事業	B&G海洋センター、幸手総合公園(野球場、庭球場、陸上グラウンド)、神扇グラウンドにおいて、市民ニーズに応じた事業の展開と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を実施する。	継続	利用者数 B&G海洋センター 18,000人 野球場 24,000人 庭球場 18,000人 陸上グラウンド 4,000人 神扇グラウンド 10,000人	利用者数 B&G海洋センター 7,971人 野球場 12,098人 庭球場 12,096人 陸上グラウンド 6,135人 神扇グラウンド 5,147人	利用者数 B&G海洋センター 9,000人 野球場 15,000人 庭球場 15,000人 陸上グラウンド 17,000人 神扇グラウンド 6,000人	社会教育課	1	総合公園内の各施設とも老朽化が進んでおり、利用者や管理者からも修繕の要望や意見が出ている。利用者が安全に利用するためにも、計画的に修繕を行う必要がある。	B	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(3) 生涯学習・スポーツ活動の推進	図書館講座(児童向け・一般向け)	図書館を利用する子供から大人まで、幅広い年代のニーズに合った講座を開催する。	継続	実施回数 16回 参加者総数 200人	実施回数10回 参加者総数180人	実施回数 16回 参加者総数 200人	社会教育課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座が計画どおり開催できなかった。	B	
			幸手市郷土資料館ものづくり体験学習講座	幸手市郷土資料館において、幸手の歴史に関連した地域資源を活かすものづくり体験講座事業を実施する。	継続	機織り体験 藍(生葉)のたたき染め体験 勾玉づくり体験 御殿飾り雛の飾りつけ体験 張り子のつるし雛づくり体験など	藍(生葉)のたたき染め体験18人 藁でつくる正月飾り10人など	機織り体験 藍(生葉)のたたき染め体験 ワークショップ貝のキーホルダーを作ろう 藁でつくる正月飾り張り子のつるし雛づくり体験	社会教育課	2	機織り体験は、市民ボランティアの協力を得ているが、それ以外の体験事業にも市民ボランティアが協力してもらえる仕組みづくりが必要である。	B	
			公民館講座	市民の学習要求に応えるために、各公民館でさまざまな世代を対象にした講座を開催し、市民に多様な学習機会を提供する。	継続	講座開催 延べ131講座	講座開催 延べ 55講座 参加者延べ人数 517人	講座開催 延べ 130講座	社会教育課	2	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予定していた講座が開催できなかった。今後の課題として、市民の参加意欲を高めるために、講座の内容を工夫したり、幅広い年齢の方が参加できるようにしていきたい。	B	
			スポーツ推進事業	高齢者スポーツ教室や委託スポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを通じて市民の健康づくりやコミュニティ活動の促進を図る。	継続	高齢者スポーツ教室参加者数 40人 委託スポーツ教室参加者数 550人	高齢者スポーツ教室は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。委託スポーツ教室の参加者数 1教室延べ19人	高齢者スポーツ教室参加者数 20人 委託スポーツ教室参加者数 280人	社会教育課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、計画していた事業の多くの事業が中止となったが、新しい生活様式を踏まえ、対策や実施方法を検討する必要がある。	B	
			文化祭	日頃の文化活動の成果を発表する機会を設け、市民の文化交流を図る。	継続	文化祭参加者数 11,600人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止。	文化祭参加者数 11,600人	社会教育課	5	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催が中止となった。	E	
			さくらマラソン大会事業	桜の開花時期に合わせ4月の第1日曜日に大会を実施している。メインとなる10マイルコースは、権現堂堤や菜の花畑を走り抜けるコースを設定しており、景色を楽しみながら走ることができる。その他のコースとして、3kmの中学生部門、2kmの小学生部門、一般部門、ファミリー部門を設けている。	継続	参加者数 4,000人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	参加者数 4,000人	社会教育課	5	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむなく事業を中止としたが、対策を講じての今後の実施方法や、感染拡大時の代替事業の検討を行う必要がある。	E	
			市民体育大会	広く市民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、市民の健康増進及び体力の向上並びに地域のコミュニティづくりを推進するとともに、明るく豊かな市民生活の形成と文化の発展に寄与するために、市民体育大会を開催する。	継続	市民体育大会地区大会参加者数 9,000人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	市民体育大会地区大会参加者数 4,500人	社会教育課	5	地区によって年齢構成が大きく異なっているため、子どもの参加者が少ない地区や高齢者が多くの割合を占めている地区もあり、種目や実施方法についても見直しや工夫をする必要がある。	E	
		(4) 参加・交流に向けた働きかけの推進	手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を実施し、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話技術を習得した者(手話奉仕員)を養成する。	継続	手話奉仕員養成講座(入門・レベルアップ)を実施 ※社会福祉協議会に委託	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、手話奉仕員養成講座を中止した	手話奉仕員養成講座(入門・レベルアップ)を実施 ※社会福祉協議会に委託	社会福祉課	5	毎年継続して講座を実施することで、より多くの人に手話技術を身につけてもらい、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援することが必要。	E	
			老人クラブ活動の支援	地域の高齢者の生きがいや仲間づくりのための自主的な活動の場である老人クラブの活動を支援する。	継続	老人クラブ数 29クラブ 会員数 930人	老人クラブ数 23クラブ 会員数 817人	老人クラブ数 29クラブ 会員数 930人	介護福祉課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業が休止してしまったことの影響が大きかった。クラブ数及び会員数が減少しているため、老人クラブ活動の周知を図り、地域において入会・活動しやすい雰囲気づくりと魅力あるクラブづくりを支援していく。	B	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
	(5) 就労に向けた支援の充実	障がいのある人への就労支援	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う。	継続	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う	令和2年度末登録者数241人 就労者数135人 ※平成14年度からの累計	幸手市障害者就労支援センターにおいて障がいのある人への就労支援を行う	社会福祉課	1	今後も関係機関と連携し、障がいのある人が可能な限り一般就労できるよう、障がいの特性に応じたきめ細かな支援を継続していく必要がある。	A		
			シルバー人材センターの活用	高齢者の経済的な生活の場として、また、生きがいつくりの機会を確保するためシルバー人材センターに助成を行い、その活動を支援する。	継続	登録者数 380人	登録者数 444人	登録者数 450人	介護福祉課	1	高齢者の就業及び生きがいつくりの創出のため、高齢者のニーズにあった職域の開拓や働きやすい環境づくりのための支援を行う。	A	
			子育て世代の女性の就労支援	子育てと就労の両立を支援するため、主に小学校就学前の子どもがいる母の再就職を支援するセミナーや座談会を実施する。	継続	就職支援セミナー 4回開催 個別相談会 4回開催 座談会 1回開催	未実施	実施予定なし	こども支援課	5	令和2年度は予算計上したものの査定がつかなかった。令和3年度も実施予定なし。	E	
			雇用創出・就労支援事業	ハローワークによる相談業務、埼玉県や関係機関との連携により就職支援セミナー等を開催する。	継続	雇用の場を創出するとともに、就職希望者と企業のマッチングを図り、働きたいと思えるような労働環境づくりを支援し、雇用拡大につなげる。	・コロナ禍ではあったが、ハローワークとの共催で就職支援セミナーを4回実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を施し、通常の相談業務などは実施した。	雇用の場を創出するとともに、就職希望者と企業のマッチングを図り、働きたいと思えるような労働環境づくりを支援し、雇用拡大につなげる。	商工観光課	2	コロナ禍で自粛のあおりを受けたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしながら事業を実施した。世の中が様変わりしてきている中で、市民が地元等で安心して働くことができる場を提供することは、雇用拡大にもつながり定住促進にもつながるので、様々な視点で対策を施しながら取り組む必要がある。	B	
	③ 要援護者への対応の推進	(1) 見守り・声かけ活動の促進	民生委員・児童委員による見守り活動	民生委員・児童委員が地域で孤立リスクの高い高齢者等の見守り・声かけ活動を行う。	継続	民生委員・児童委員が地域で見守り・声かけ活動を円滑に行うことができるよう支援を行う。	年間見守り・声かけ件数 5,194件 ※民生委員・児童委員1名あたり平均62件(延べ件数)	民生委員・児童委員が地域で見守り・声かけ活動を行うことができるよう支援を行う。	社会福祉課	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、声かけよりも見守りを重視した。定期的かつ継続的な見守りが行われており、今後も継続的に実施する。	A	
			民生委員・児童委員による高齢者世帯訪問等運動	高齢者の交通事故の防止と犯罪の抑止等を図るため、民生委員・児童委員が交通事故防止、防犯及び悪質商法による被害の防止を地域で呼びかける運動を行う。	継続	地域において、高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行う。	年間見守り・声かけ件数 5,194件 ※民生委員・児童委員1名あたり平均62件(延べ件数)	地域において、高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行う。	社会福祉課	1	高齢者世帯に対する交通安全、防犯及び悪質商法による被害防止の声かけを行うことにより、交通安全・防犯意識等の普及及び高揚を図ることができたため、今後も継続的に実施する。	A	
			幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク	認知症や虐待等により援護を必要とする高齢者を早期に発見し、支援するために、介護事業所、金融機関、警察署、民生委員・児童委員等の関係機関とともに協力体制を構築する。	継続	関係機関 160事業所	関係機関 152事業所	関係機関 165事業所	介護福祉課	1	さらなる関係機関の拡大に努め、地域における見守り支援体制の充実を図る。	A	
		(2) 虐待などの早期発見と支援	障がいのある人の虐待防止	幸手市障害者虐待防止センターにおいて、虐待防止に対する啓発及び早期発見・早期対応を行う。	継続	・虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする ・住民に対して、虐待防止に対する意識の啓発を行い、虐待防止に努める	・虐待通報に対し適切な対応を行うことができた ・市ホームページに障害者虐待防止センター等の情報を掲載しているほか、窓口にチラシを設置し、啓発を図ることができた ・埼葛北地域自立支援協議会運営会議で構成市町の虐待等対応について情報共有及び意見交換を行った	・虐待に対する職員の理解を深め、適切な対応を行えるようにする ・住民に対して、虐待防止に対する意識の啓発を行い、虐待防止に努める	社会福祉課	1	今後も、虐待に対し適切な対応を行うことができるよう研鑽に努めるとともに、チラシ等を通じて虐待に係る通報窓口の周知を図り、虐待防止に対する意識の啓発に努める。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			高齢者の虐待防止	地域包括支援センターや警察署等と連携を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見に向けた取り組みを行う。	継続	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	相談件数 12件	相談窓口機能の充実と関係機関との連携により虐待防止及び早期発見に努める。	介護福祉課	1	市民に対して相談窓口の周知徹底を図り、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見を図る。また、事例を把握した場合には、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、速やかに状況を把握し、対応する。	A	
			要保護児童対策地域協議会による連絡体制の確保	児童虐待等により、見守りが特に必要とされる児童について、関係機関による見守り体制、情報共有、対策等について定期的の実務者会議を開催し、意見交換を行う。	継続	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 適宜	代表者会議 1回(書面開催) 実務者会議 10回 臨時実務者会議 1回 個別ケース検討会議 6回	代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 適宜	こども支援課	1	要対協ケースとして登録されている全ケースを毎月報告することとし、見守り体制の充実を図れたことから、継続して実施する。	A	
			虐待などの早期発見と支援事業	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	継続	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	相談件数 21件 ※セクハラ、DV等の相談件数と重複する。	高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関で情報を共有し、相談体制を整えて、虐待の早期発見、早期対応に努める。	人権推進課	1	今後も引き続き、関係機関で情報を共有し、虐待の早期発見・早期対応に努めていく。	A	
		(3) ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童及び養育している方に対し保険医療にかかった医療費の自己負担額について支給する。	継続	対象者 1,100人 支給件数 11,600件 支給総額 30,600,000円	対象者 1,024人 支給件数 9,286件 支給総額 26,182,788円	対象者 1,100人 支給件数 11,600件 支給総額 30,600,000円	こども支援課	1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図れたことから、継続して実施する。	A	
			児童扶養手当支給事業	父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障がいがある方に手当を支給する。	継続	対象者 370人 支給件数 2,003件 支給総額 183,540,000円	対象者 371人 支給件数 1,988件 支給総額 163,490,330円	対象者 397人 支給件数 2,000件 支給総額 174,483,000円	こども支援課	1	家庭生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進が図れたことから、継続して実施する。	A	
		(4) 障がいのある人・児童への支援の充実	障がいのある人・障がいのある児童への支援の充実	障がいのある人や障がいのある児童に対し、障がいの程度に応じた必要なサービスを提供する。	継続	・障がいの程度に応じたサービスを提供する ・経済的な支援の充実を図る	・相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人の状況に応じたサービスを提供できた ・障害者手帳の等級に応じた手当等を支給し、経済的な支援の充実を図った	・障がいの程度に応じたサービスを提供する ・経済的な支援の充実を図る	社会福祉課	1	障がいの程度に応じたサービス提供や経済的支援を今後も継続して実施する。	A	
			障害児保育	保護者の就労等により、保育所で保育を受ける必要がある集団生活が可能な障がい児を、公立保育所において保育を行う。	継続	障がい児に対して、障害児保育を実施する	障害児保育の入所児 第三保育所 4名(4月時点)	障がい児に対して、障害児保育を実施する	こども支援課	1	今後は、保育時間の拡大や、対応する保育士の資質向上のため、障害児保育に関する研修会への積極的な参加を促す。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
		(5) 不登校児童・生徒などへの支援	児童・生徒への教育相談事業	・各小・中学校に、スクールカウンセラー配置 ・各中学校に、さわやか相談員の配置 ・各小・中学校に、ふれあい相談員の派遣 ・学校や学級に來られない児童・生徒への学習支援として、心すこやか相談室の開室	継続	新たな不登校児童・生徒を生まないことを第一目標とし、不登校の児童・生徒数の100人あたりの割合は令和元年度同様、小学生は0.25人、中学生は2.3人を数値目標とする。さらに不登校児童・生徒への学習支援と、主体的な学習復帰に向けた取組を一層充実させる。	令和2年度、不登校の児童・生徒数の100人あたりの割合は、小学生は、0.6人、中学生は4.5人と数値目標を上回った。家庭環境が複雑化していることにより、前例にあまりない事案や、医療関係者の判断を仰ぐ必要がある事案等の増加により、各校の教職員の教育相談体制の一層の充実、各関係機関との連携を図る必要がある。	家庭環境が複雑化していることにより、新たな不登校、長欠傾向の児童生徒が増加傾向にある。それらに対応するため、学校が、教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との積極的な連携を行い、不登校の児童・生徒数の100人あたりの割合を小学生は0.6%以下、中学生は4.5%以下を目標とする。	指導課	2	各家庭環境が複雑化していることにより、新たな不登校、長欠傾向の児童生徒が増加傾向にあります。それらに対応するため、学校が、教育相談体制の不断の見直しと、各関係機関との連携やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとの積極的な情報共有を行うだけでなく、適用指導教室からの学校復帰、社会的自立といった様々な方向から、対象児童生徒の教育相談の充実を図ります。	B	
		(6) 青少年の非行防止・環境浄化活動の推進	青少年健全育成事業	青少年育成推進員による非行防止パトロール、街頭キャンペーンによる啓発活動、研修会等の実施。青少年問題協議会の開催。	継続	非行防止パトロール 年3回 街頭キャンペーン 年1回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	非行防止パトロール 中止 街頭キャンペーン 中止 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年1回	非行防止パトロール 年3回 街頭キャンペーン 年1回 研修会の開催 年1回 青少年問題協議会の開催 年2回	社会教育課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、非行防止パトロールなど、予定していた内容が中止となってしまったが、研修会を実施し、青少年の非行の現状について情報共有することができた。	B	
		(7) 生活困窮者などへの自立支援	生活困窮者自立支援相談事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談を受け、関係機関と連携しながら自立に向けた必要な支援を行っている。	継続	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談に対し、支援を行う。	相談受付件数 269件	相談員を2名配置し、生活困窮者からの相談に対し、支援を行う。	社会福祉課	1	今後とも事業実施の普及啓発に努め、支援が必要な方に限らず行き届くように注力する必要がある。また、関係機関との緊密に連携し、支援体制を確保していく必要がある。	A	
	子どもの学習支援事業		生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護世帯、生活困窮世帯(就学援助を受けている世帯)の主として中学3年生を対象に、進学、就職等の進路指導を行い、必要な家庭に対しては家庭訪問等の支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。	継続	生活保護世帯、生活困窮世帯の中学生及び高校生に対し、進学、進路指導等の支援を行う。	学習支援教室参加者(全37回開催)中学生 登録 22人、延べ参加数 392人 高校生 登録 6人、延べ参加数 30人	生活保護世帯、生活困窮世帯の中学生及び高校生に対し、進学、進路指導等の支援を行う。	社会福祉課	2	登録人数に対して、実際の参加者人数に乖離がある。引き続き制度の周知を行い、参加者に至らない登録者に対して呼びかけ、教室参加に繋げていく。	B		
	就労相談支援事業		生活保護受給者や生活困窮者を対象に、就労による自立に向けた相談支援を行う。	継続	就職相談員1名を配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象として相談支援を行う。	登録人数 22人(就労中12人、未就労10人) 相談受付件数 延べ887件	就職相談員1名を配置し、生活保護受給者や生活困窮者を対象として相談支援を行う。	社会福祉課	1	相談受付件数は延べ887件に上った。生活保護受給者で就労中の方12人に対しては就労継続に対して支援を行うことができた。しかし、未就労の方10人については新規就労に結びつかなかった。今後は、未就労の方の個々の事情に応じた支援を行っていく必要がある。	A		
		(8) セクハラ・DV対策の推進	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護を図る観点から、被害者からの申出により、加害者とされている者からの当該被害者に係る請求は、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付については、原則「不当な目的によることが明らか等」として、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、これを拒むこととするものである。	継続	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のため、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、適正な対応を行う。	支援措置申出件数 ①幸手市 20件(措置人数 46人) ②他の自治体 22件(措置人数 46人)	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のため、住民基本台帳法事務処理要領に基づき、適正な対応を行う。	市民課	1	引き続き、当該事業に係る相談機関及び関係各課との連携の強化を図る。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			セクハラ・DV被害者における相談支援事業	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。幸手市人権擁護委員による人権相談を年13回実施する。	継続	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。	相談件数 21件 ※虐待の相談件数と重複する。	セクシャルハラスメントやDV、ストーカーなどの被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整える。	人権推進課	2	法務局の要請により、令和2年度中の人権相談所の開設を中止した。	B	
		(9) 居住外国人への支援の推進	多文化共生推進事業	外国人住民に対し地域の生活ルールや生活相談に応じる。	継続	地域の外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、多文化共生の地域づくりを進める。	国際交流協会における日本語教室を通じての学習活動を行い、地域の多文化共生を推進することができた。	地域の外国人住民からの地域の生活ルールや生活相談に応じ、多文化共生の地域づくりを進める。	市民協働課	1	日本語教室における地域の多文化共生は推進することが出来たが、多文化共生キーパーソンによる生活相談からの多文化共生の地域づくりのための整備が不十分であることが課題である。また、市民一人ひとりの相互理解のために、市民が外国人との交流を深める機会を引き続き増やしていく。	A	
III	地域福祉の基盤づくり	① 身近な相談・支援の推進	(1) 地域包括ケアシステムの整備	地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務として、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置し、保健師(保健師に準じた看護師)・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種を配置する。	継続	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	地域包括支援センターの設置 2箇所 地域包括支援センターの職員数 各センター5人	介護福祉課	1	今後支援を必要とする高齢者が増加することが予想されるため、地域包括支援センター職員のさらなる資質向上を図るとともに、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営に努める。	A	
		(2) 生活支援コーディネートの取組の推進	生活支援体制の充実	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターの配置により、高齢者のニーズとさまざまな主体による地域資源の情報を把握し、多様な主体の参画による定期的な情報の共有・連携強化の場として協議会を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働を行う。	継続	生活支援コーディネーターの配置 3人	生活支援コーディネーターの配置 3人	生活支援コーディネーターの配置 4人	介護福祉課	1	地域共生社会の構築に向けて、今後も分野を超えた協議が必要である。	A	
		(3) 総合的な相談体制の整備	相談体制の充実	高齢者福祉に関する相談を、保健福祉総合センターや地域包括支援センター窓口による対応を中心に、電話や訪問による相談を実施する。	継続	地域包括支援センターの総合相談件数 18,423件	地域包括支援センターの総合相談件数 15,119件	地域包括支援センターの総合相談件数 18,977件	介護福祉課	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により訪問相談が減少してしまつたことの影響が大きかつた。引き続き365日総合的な相談を受けられる体制を維持しながら、地域包括支援センターの周知を図り、相談体制の充実を図る。また、相談支援が必要な人が、適切な窓口で相談を受けることができるよう、関係機関との連携を強化していく。	C	
			家庭児童相談室事業	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して生じる種々の児童問題の解決を図るため、家庭児童相談員を配置し、相談・指導を行う。	継続	相談受付件数 400件	相談受付件数 333件	相談受付件数 400件	こども支援課	1	核家族化等が進行するなか、関係機関と連携を取り対応したため、本人・家族の精神的援助を図れたことから、継続して実施する。	A	
			子育て総合窓口運営事業	こども支援課と健康増進課の間に「子育て総合窓口」を設置し、保育コンシェルジュ、母子保健コーディネーターを配置して相談対応、各種申請受付を行う。(こども支援課は保育コンシェルジュに係る分)	継続	保育コンシェルジュ分 相談受付件数 2,700件	保育所や幼稚園に関する入所や制度の説明や、子育てに関する心配ごとなどの相談に対応した。相談件数 2,817件	保育コンシェルジュ分 相談受付件数 2,750件	こども支援課	1	保育所の入所希望が増える中、早期から入所相談に応じることで保護者の不安を解消し、スムーズに手続きが出来るようアドバイスすることが出来た。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
		(4) 分野別の相談支援の充実	障がいのある人への相談支援の充実	障がいのある人が安心して相談することができ、必要な支援を受けられる体制の充実を図る。	継続	障がいのある人の相談支援体制を確保する	・相談支援事業を委託により実施(埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町3市2町共同で3か所設置) ・基幹相談支援センターを委託し、総合的・専門的な相談支援等を実施(3市2町共同で1か所設置)	障がいのある人の相談支援体制を確保する	社会福祉課	1	地域生活支援拠点等事業を実施するため、令和3年度から3市2町共同で地域生活支援拠点を設置する。障がいのある人が安心して暮らし続けるために、地域の相談支援体制の充実を図っていく。	A	
			介護相談員派遣事業	介護サービスの利用者宅や介護施設へ介護相談員を派遣し、保険者との橋渡し役として利用者や介護サービス事業者からの相談を受ける。	継続	介護相談員派遣の実施	相談件数 電話相談 411件	介護相談員派遣(電話相談)の実施	介護福祉課	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により施設の訪問中止となったことによる影響が大きかった。介護相談員事業そのものについて、広報などで周知を図る。また利用者や事業所からの相談等に対し、必要時には地域包括支援センターや県と連携し、事業所の協力を求めながら、適切な対応に努める。	C	
			健康に関する相談事業	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談事業	継続	健康相談 12回 食生活相談 12回 母子健康相談 24回 乳幼児発達相談 12回 心理相談(母子) 12回 こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問) 子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康相談19回 延べ99人 食生活相談 12回 延べ23人 母子健康相談 24回 延べ379人 乳幼児発達相談 10回 延べ97人 心理相談(母子) 10回 延べ23人 こころの相談 来所 延べ20人 電話 延べ35人 家庭訪問 21人 子育て総合窓口(母子保健型) 延べ1664人	健康相談 12回 食生活相談 12回 母子健康相談 24回 乳幼児発達相談 12回 心理相談(母子) 12回 こころの相談 随時(来所・電話・家庭訪問) 子育て総合窓口(母子保健型) 随時	健康増進課	1	心身の健康、食生活、乳幼児の育児や発達などに関する相談の機会として、今後も継続していく。	A	
②	保健・医療・福祉の連携の推進	(1) 健康づくり・介護予防の取組の推進	一般介護予防事業	介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行ったり、出前講座を通して地域活動団体の育成・支援を実施したりする。	継続	介護予防や認知症予防に関して、教室開催や地域活動団体に対する出前講座を通して普及啓発を行う。	認知症予防教室の開催数15回 延べ参加人数185人 出前講座の実施 29回	介護予防や認知症予防に関して、教室開催や地域活動団体に対する出前講座を通して普及啓発を行う。	介護福祉課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により訪問中止となったことによる影響が大きかった。団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者人口の増加が見込まれる中、今後の介護予防のあり方として、単に運動機能や栄養状態など心身機能の改善だけを目指すのではなく、要介護状態等に至っていない高齢者に対し、地域の中に社会参加できる場を創出することによって、介護予防に繋げていく取り組みを推進することが必要とされている。	B	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
	推進		健康日本21幸手計画(第2次)/健康日本21幸手計画(第3次)・幸手市食育推進計画の推進	乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、「健康日本21幸手計画(第2次)」「健康日本21幸手計画(第3次)」で各施策の目標を設定し、達成状況の評価を実施している。 計画期間:(第2次)平成26年度から平成30年、(第3次)平成31年度から平成35年度	継続	○健康づくり推進会議 年2回実施 ・健康日本21幸手計画(第3次)及び自殺対策計画の施策に対する、当該年度の進捗評価 ○当該重点目標及び計画に沿った健(検)診や健康教室などの事業を実施	○健康づくり推進会議 1回実施 ・効果的に健康日本21幸手計画の推進、自殺対策計画の策定をするため、健康づくり推進会議を実施した(書面開催) ○第3次計画の各施策目標の達成に向けて当該年度の重点目標を定め、健(検)診や健康教室などの事業を実施した	○健康づくり推進会議 年2回実施 ・健康日本21幸手計画(第3次)及び自殺対策計画の施策に対する、当該年度の進捗評価 ○当該重点目標及び計画に沿った健(検)診や健康教室などの事業を実施	健康増進課	2	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしながら、引き続き施策目標の達成に向け、具体的取り組みの推進と進捗状況の管理・評価を実施していく。	B	
		(2) 認知症対策の推進	相談支援体制の充実	認知症のため多くの生活上の問題を抱えている人については、関係者やサービス事業者等を集めて地域包括支援センターが実施する地域ケア会議で支援方針の検討を実施する。	継続	地域ケア会議の開催 30回	地域ケア会議の開催 11回	地域ケア会議の開催 30回	介護福祉課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により訪問中止となったことによる影響が大きかった。認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを活用し、地域包括支援センターの相談支援の充実を図る。また、地域ケア会議を開催して、多職種連携による相談支援体制を推進していく。	B	
			オレンジカフェ(認知症カフェ)の開催	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を開催し、地域の中で孤立を防ぐための支援を実施する。	継続	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を、市内全グループホームで開催できるよう支援する。	認知症カフェの設置数 3箇所	認知症の方とその家族、地域の方、どなたでも参加できる集いの場を、市内全グループホームで開催できるよう支援する。	介護福祉課	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により施設内訪問中止となったことによる影響が大きかった。地域の人の認知症に対する理解を促し、介護家族の心理的負担の軽減を図る。市内の各グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業所)で開催できるよう進めていく。	C	
			認知症サポーター養成講座等による知識の普及啓発	認知症の人が尊厳を保ちながら、安心して地域で暮らしていくために、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。	継続	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	認知症サポーター数 2,199人	認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うため、講座を実施する。	介護福祉課	1	認知症サポーターの数は増加しており、今後も継続して普及啓発を行い、認知症サポーターの人数を増加させる。	A	
			早期発見・早期治療への取り組み	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるための体制を構築する。また、認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームの設置を行う。	継続	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	認知症初期集中支援チームの設置 2箇所 認知症地域支援推進員の配置 3人	介護福祉課	1	民生委員・児童委員や地域の支援者との連携強化を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図る。	A	
		(3) 保健・医療・福祉の連携の推進	障がいのある人に対する保健・医療・福祉の適切な提供	障がいのある人の心身の健康維持、増進及び回復を図るため、関係機関との連携により保健・医療・福祉を適切に提供する。	継続	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供することができた。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減することができた。	・保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。 ・重度心身障害者医療費支給事業により、医療費負担を軽減する。	社会福祉課	1	障がいのある人が安心して暮らし続けるために、今後も保健師や医療機関等と連携し、必要な支援を提供する。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			自立支援型地域ケア会議	ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なものになっているか、専門的視点を有する多職種を交えた会議を行い、個別支援の充実や地域課題の把握、検討を行う。	継続	自立支援に資するケアマネジメントを介護支援専門員が推進できるように、実施方法の検討を行い、さらなる個別支援の充実に努める。	自立支援に資するケアマネジメントを介護支援専門員が推進できるように、実施方法の検討を行い、さらなる個別支援の充実に努めた。	自立支援に資するケアマネジメントを介護支援専門員が推進できるように、実施方法の検討を行い、さらなる個別支援の充実に努める。	介護福祉課	1	ケアプラン指導を兼ねた多職種による地域ケア会議を定期的に開催しているが、自立支援に資するケアマネジメントを介護支援専門員が推進できるように、実施方法の検討を行い、さらなる個別支援の充実に努める。	A	
			日本保健医療大学との連携	日本保健医療大学が実施する公開講座の後援 日本保健医療大学教授等による幸手市健康保健事業に係る助言・協力	継続	日本保健医療大学公開講座への協力 幸手市健康保健事業に係る事業協力及び助言 1回 健康福祉まつり 学生ボランティア協力	実施できず	健康づくり推進会議委員協力 1名 幸手市健康保健事業に係る事業協力及び助言 1回 新型コロナウイルスワクチン集団接種協力	健康増進課	5	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大学の公開講座や市主催事業の中止が相次ぎ、実質的な連携がとれなかった。コロナ禍でも可能な保健事業について、協力・助言を得て、連携を図っていく。	E	
		(4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進	在宅医療・介護連携推進事業	杉戸町と共同で北葛北部医師会に事業を委託し、在宅医療連携拠点を中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携を推進する。	継続	研修会の開催 8回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 10回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 18箇所	研修会の開催 10回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 11回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 21箇所	研修会の開催 8回 事例検討会議(地域包括ケア会議)実施 12回 在宅医療・介護連携推進会議の開催 2回 サロン等での健康相談 22箇所	介護福祉課	1	今後も医療と介護の連携の充実を図るため、その拠点である北葛北部医師会と本市及び杉戸町と協働し、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制を整備していく。	A	
		(5) 地域医療体制の充実	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会及び地域医療ネットワークシステム「とねっと」への参加	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会に参加し、利根保健医療圏各市町(幸手市、行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町)と地域医療に関する協議及び「とねっと」を実施する。	継続	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 ○「とねっと」の普及啓発 ○「とねっと」参加者数4,200人	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会(2回)、行政会議(3回)を開催した(コロナ禍のため書面開催等を実施した)。 ○「とねっと」普及啓発 広報さて1回、市ホームページ、健康環境カレンダーに掲載した。 ○「とねっと」登録者数4,153人。	○埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会への参加 ○「とねっと」の普及啓発 ○「とねっと」参加者数4,300人	健康増進課	1	協議会を通じた連携体制を継続し、今後も市民への普及活動に取り組む。	A	
			地域医療体制の充実	医師会、杉戸町との連携により、在宅当番医(休日診療)、冬期小児休日診療、冬期休日夜間診療を実施する。 連絡会の実施により、地域の保健医療に関する情報を共有し、連携体制の強化を図る。	継続	①在宅当番医(休日診療)の実施(72日間) ②冬期小児休日診療の実施(15日間) ③冬期休日夜間診療の実施(23日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回)	①在宅当番医(休日診療)の実施(72日間) ②冬期小児休日診療の実施(15日間) ③冬期休日夜間診療の実施(21日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回書面開催)	①在宅当番医(休日診療)の実施(72日間) ②冬期小児休日診療の実施(15日間) ③冬期休日夜間診療の実施(21日間) ④医師会・歯科医師会との連絡会実施(各1回)	健康増進課	1	在宅当番医のみでなく、インフルエンザ等の感染症が増加する冬期に小児休日診療と休日夜間診療を実施し、初期診療体制の充実と二次救急医療機関の負担軽減を図っている。今後も継続できるように医師会及び北葛北部医師会構成市町の杉戸町と調整しながら実施する。	A	
③	福情社報サ提一供ビ及	(1) 福祉サービス情報提供の充実	幸手市障がい者の福祉ガイドの発行	障がい者(児)が受けることができる福祉サービス等について取りまとめたガイドブックを発行し、新規に障害者手帳を交付された方が希望者等に配布し、障がい者福祉について周知を図る。	継続	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷 市ホームページに掲載し、周知を図った。	幸手市障がい者の福祉ガイド300部印刷	社会福祉課	1	今後も継続して、窓口での配布や市ホームページへの掲載等により、周知を図る。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員評価	
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価		
	スびの充実		地域介護予防活動支援事業(普及啓発)	高齢者福祉サービス、介護保険、介護予防などについて、出前講座を行うことにより普及啓発を行う。	継続	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	出前講座の実施 29回	地域において可能な限り自立した生活を送り、仲間と楽しく生きがいをもち活動を持続できるよう、地域活動団体の育成・支援を行う。	介護福祉課	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により訪問中止となったことによる影響が大きかった。市ホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、毎年度継続して実施している団体が多いため、今後も継続して実施する。	A		
			情報提供の充実	高齢者福祉サービス、介護保険制度等を市ホームページや広報さって等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努める。	継続	・高齢者福祉サービス、介護保険制度等の情報の周知 ・出前講座の実施	出前講座の実施 29回	・高齢者福祉サービス、介護保険制度等の情報の周知 ・出前講座の実施	介護福祉課	1	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により訪問中止となったことによる影響が大きかった。市ホームページ閲覧やチラシの配布に加え、民生委員・児童委員等に広く周知が図れており、毎年度継続して実施している団体が多いため、今後も継続して実施する。	A		
			広報さって・市ホームページへの福祉に関する記事掲載	広報さって、市ホームページ等に子育て支援センターや保育所、児童館等で開催する乳幼児、保護者向けの事業をお知らせする。	継続	広報さってに毎月掲載 市ホームページに広報発行日に掲載	広報さってに毎月掲載 市ホームページに広報発行日に掲載	広報さってに毎月掲載 市ホームページに広報発行日に掲載	子ども支援課	1	今後も事業の開催予定をタイムリーにお知らせしていく。	A		
		(2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実		障がいのある人・障がいのある児童に対する福祉サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、また、障害のある児童が身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する。	継続	・障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する ・障がいのある児童に対し、障がいの特性に応じた専門的な支援を行う	相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、その人に応じた適切なサービスを提供できた	・障がいのある人が住み慣れた地域での生活を実現できるよう、ニーズを踏まえた適切なサービスを提供する ・障がいのある児童に対し、障がいの特性に応じた専門的な支援を行う	社会福祉課	1	ニーズや特性に応じた適切なサービスを提供できるよう、今後も継続して実施する。	A	
		緊急時連絡システム	慢性疾患等のため、常時注意を必要とするひとり暮らし等の高齢者に対して、緊急連絡用の装置を貸与し、緊急事態が発生したときに適切な支援を実施する。	継続	実利用者数 60人	実利用者数 48人	実利用者数 60人	介護福祉課	1	ひとり暮らし高齢者が増加することから、定期的な見守りや緊急連絡体制の構築などの事業の必要性は高く、事業内容を見直しつつ、適切な支援を行っていく。	A			
		紙おむつ支給事業	介護保険の要介護認定で、要介護1から要介護2の非課税世帯及び要介護3から要介護5に認定された人で、排泄の介護を常時必要とする高齢者を対象に、経済的負担や介護する家族の精神的負担を軽減し、在宅介護を支援するために紙おむつの支給を実施する。	継続	実利用者数 230人	実利用者数 228人	実利用者数 230人	介護福祉課	1	正しい紙おむつの使用方法や選び方などの情報提供及び相談を実施し、今後も介護者の負担軽減のための支援を実施する。	A			
		介護サービス利用料の軽減	低所得者の負担能力に配慮し、介護サービス利用料の軽減を図る。	継続	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	訪問介護等利用者負担軽減措置事業認定者 142人 事業費 2,261,089円	訪問介護等利用者負担軽減措置事業の実施	介護福祉課	1	高齢化が進むなかで低所得者も増加が見込まれるため、要介護認定結果とともに案内をするなど今後も利用者への制度の周知に努める。	A			
		ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を行いたい方と援助を受けたい方からなる相互援助活動事業	継続	援助件数 2,200件 依頼会員 470人 協力会員 100人 両方会員 85人	援助件数 1,398件 依頼会員 463人 協力会員 98人 両方会員 81人	援助件数 2,200件 依頼会員 470人 協力会員 100人 両方会員 85人	子ども支援課	1	依頼会員の増加に伴い、援助を行う協力会員の獲得をしていく。	A			

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			子育て支援センター事業	地域子育て支援拠点として、子育て中の親子が気軽に集い、交流を図る機会を提供する。	継続	市内3ヶ所で事業や講座、相談業務の実施	市内3か所 ・幸手子育て支援センター 事業51回 講座5回 相談件数19件 来館者1,516人 ・児童館子育て支援センター 事業19回 相談件数6件 来館者4,972人 ・どんぐりキッズ(民間地域子育て支援拠点) 事業52回 講座0回 相談件数28件 来館者851人	市内3ヶ所で事業や講座、相談業務の実施	こども支援課	1	地域の親子の孤立化を防止、子育て中の不安や心配事を未然に解消できるような交流・相談の場を提供できた。今後も継続して実施する。	A	
			保育所運営事業	保護者の就労形態による保育ニーズに対応するとともに、公立・私立の保育所を運営(委託)していく。	継続	公立私立保育所の運営(委託)	市内公立私立保育所の入所児童数(4月1日時点) 公立保育所 251人 私立保育所 176人	公立私立保育所の運営(委託)	こども支援課	1	令和2年度も待機児童はいなかった。今後は、老朽化している施設の整備も含め、保育施設を充実させていく。	A	
		(3) 福祉サービスの質の向上	介護サービス事業者との連携	介護サービスの質の向上のため、介護保険制度の説明・周知等をする介護サービス事業者連絡会を開催する。	継続	サービス事業者連絡会の開催	介護サービス事業者連絡会の開催 5回	サービス事業者連絡会の開催	介護福祉課	1	認知症対応型共同生活介護事業所の連絡会を継続することができた。今後その他のサービス事業者も含めた連絡会の開催を実施、介護保険制度の説明・周知を図り、保険者及び事業者間同士の連携及び質の向上に努める。	A	
			サービス事業者の育成・指導	利用者がより快適な生活や介護を受けられるように地域密着型サービス事業所等への実地指導を実施する。	継続	介護サービス事業者への実地指導	介護サービス事業者への実地指導 1事業所	介護サービス事業者への実地指導	介護福祉課	1	改善が必要な介護サービス事業所へは、介護保険法に基づき適切な助言、指導に努める。また、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所についても指定権限を持つ埼玉県と連携を強化する。	A	
			福祉用具・住宅改修支援事業	介護支援専門員の支援を受けていない利用者の福祉用具や住宅改修に関する相談・助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した介護支援専門員等に経費の助成をする。	継続	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	福祉用具・住宅改修支援事業 1件	福祉用具・住宅改修支援事業の実施	介護福祉課	1	今後も、住宅改修に係る理由書の提出時に事業者へ事業の周知に努める。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
		(4) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進	成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がいがある人の成年後見制度の利用を促進する。	継続	成年後見制度の利用を促進する	3市2町(蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町、幸手市)共同で設置している埼玉北部地区基幹相談支援センター(1か所)や埼玉北部障害者生活支援センター(3か所)の相談支援業務として成年後見制度の相談支援を委託し、利用の促進に努めた。また、社会福祉課で、成年後見制度の利用について相談に応じ、必要な支援を行った。 ・知的障がいや精神障がいを事由とする市長申立による成年後見制度利用者数9人	成年後見制度の利用を促進する	社会福祉課	1	今後も、真に必要な人に市長申立及び報酬扶助を行い、権利擁護を図っていく。	A	
			成年後見制度の利用支援	身寄りがなく、判断能力が不十分な人について相談を実施する。	継続	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。	成年後見制度等権利擁護相談 173件	相談窓口の機能を充実させることにより、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境整備に努める。	介護福祉課	1	成年後見制度や任意後見契約の周知に努めるとともに、高齢者の権利擁護業務に関する専門的対応の強化を図り、支援する。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
IV 安心できる生活の基盤づくり	① 安全・安心な暮らしの確保	(1) 防災対策の充実	緊急時連絡システム	一人暮らしの重度身体障がい者が急病や事故その他の理由により緊急に扶助を必要とする場合に、速やかな救助活動を行うことができるよう、緊急時連絡システムを設置する。	継続	緊急時連絡システムを設置する	設置件数 2件(継続)	緊急時連絡システムを設置する	社会福祉課	1	緊急時連絡システムを設置することにより、緊急事態における不安の解消につながっているため、今後も継続して実施する。	A	
			福祉避難所の充実	災害発生時に一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者(高齢者、障がい者等)が避難する二次的避難所である福祉避難所の充実を図る。	継続	指定福祉避難所を対象とした図上訓練の実施 1回	指定福祉避難所を対象とした図上訓練を実施した 1回(参加者19名)	指定福祉避難所を対象とした図上訓練の実施 1回	社会福祉課	1	有事の際に福祉避難所を開設した場合を想定し、運営するノウハウを蓄積するために、今後も継続して訓練を行うことが重要である。	A	
			自主防災組織の組織数向上	災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があることから、地域の防災力を向上させるために、自主防災組織の必要性について周知し、組織数の向上を図る。	継続	自主防災組織数 50 団体	自主防災組織数 48 団体 ※未設置の地区に対し、自主防災組織の必要性及び手続き等について説明を行い、1地区が設立に至った。	自主防災組織数 50 団体	危機管理防災課	2	地域ごとの自治会活動に差があり、また、地域の高齢化により、自主防災組織活動に積極的に取り組めない場合がある。自主防災組織の必要性と併せ、できる範囲での活動という観点からの説明を行っていく。また、運営に係る助言や補助金活用を通して、引き続き支援を行う。	B	
			避難行動要支援者個別計画の作成	避難行動要支援者名簿の充実を図るために、名簿登載者に対し、個別計画書の必要性や活用方法を説明し、それぞれ作成するよう依頼する。	継続	・要支援者毎の個別計画の作成 ・避難行動要支援者名簿の支援者への外部提供	避難行動要支援者名簿登録者に対して、個別計画書の提出依頼をし、3,035名から提出された。今後、この計画書を支援者に提供するための準備を行う。	支援者に個別計画書を提供できるようにする。また、引き続き個別避難計画書の作成依頼を実施する。(令和3年度より個別避難計画書に変更)	危機管理防災課	1	希望者から避難行動要支援者個別避難計画書の提出を受けたが、より多くの要支援者の方に個別避難計画書を作成してもらう必要があるため、今後、関係団体等を通じて、制度の周知と個別避難計画書作成の支援を行っていく必要がある。	A	
			幸手市地域防災計画の更新	幸手市地域防災計画の更新内容を含め、災害時の市や関係機関の対応や事前の備え、避難所等の周知を図る。	継続	幸手市地域防災計画を更新し、市の災害時の対応の最新情報について、周知を図る。	市民、関係機関等に対し、市ホームページや広報さつてで災害対応の最新情報の周知を図った。なお、新型コロナウイルスの影響により防災会議の開催が見送られたため、今年度更新は時期を変更した。	幸手市地域防災計画を更新し、市の災害時の対応の最新情報について、周知を図る。	危機管理防災課	2	市の災害対応が常に点検され、幸手市地域防災計画に反映されることにより、安心安全に対する市民理解が向上するため、引き続き、計画を更新し、周知を図っていく必要がある。2年度については、新型コロナウイルスにより防災会議の開催が見送られたため、計画の更新が年度内に行えなかった。	B	
		(2) 防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	市内における犯罪防止のための取り組みとして、特に小・中学校の下校時間帯を中心に、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	継続	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施した。	市民生活部及び教育委員会とで協力し、一日2台の車両を使用し、青色回転灯を使用した防犯パトロールを実施する。	危機管理防災課	1	市民生活部及び教育委員会とで協力し目標どおり防犯パトロールを実施することができた。今後、防犯パトロール車両の新規登録を増やし、防犯パトロール体制の充実を図りたい。	A	
			子ども110番の家・スクールガードによる見守り活動の充実	・子ども110番の家の家族連絡協議会 ・スクールガード・リーダー研修会 ・コミュニティスクール ・交通安全教室	継続	スクールガード(見守りボランティア)や子ども110番の家登録件数が増え、登下校中の子どもが一人になる時間を減らしていくよう努める。また、引き続きコミュニティ・スクール等の場を通して、地域との連携を図り安全確保に努める。	スクールガード(見守りボランティア)や子ども110番の家登録件数が増え、子供達を見守る体制の強化が図れた。また、コミュニティ・スクールの場において、地域の安全について意見交換の機会を設けることができ、児童生徒・保護者・地域・学校から挙がってくる通学路における危険箇所について、関係課と連携した対応ができた。	随時受け付けている危険箇所報告だけでなく、通学路の一斉合同点検や市主催の子ども110番の家連絡協議会やスクールガードリーダー研修会の開催を通して、より一層児童生徒の安全確保に努める。	指導課	2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市主催の子ども110番の家連絡協議会やスクールガードリーダー研修会を見合わせた。機会の確保が課題である。	B	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応	評価	
			青少年健全育成事業	青少年育成推進員による学校訪問	継続	市内小学校9校 市内中学校3校 市内高校1校	市内小学校9校実施 市内中学校3校実施 市内高校1校実施	市内小学校9校 市内中学校3校 市内高校1校	社会教育課	1	市内学校の訪問により青少年育成推進員と学校との連携を図ることができている。今後も継続して実施していきたい。	A	
		(3) 交通安全対策の充実	交通安全運動などの啓発活動の実施	市民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図るため、交通安全運動などの啓発活動を実施する。	継続	交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬) 交通安全パレードの実施	交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬) 交通安全パレードは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。	交通安全運動に係る街頭広報の実施(春・夏・秋・冬) 交通安全パレードの実施	危機管理防災課	2	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるために、今後も幸手警察署と連携し街頭広報や交通安全パレード等を実施する。市民に交通安全意識の普及や浸透を図るためには継続した啓発が必要となるため、今後も引き続き事業を実施することが重要である。	B	
		(4) 消費者保護の推進	消費生活相談事業	契約トラブルや多重債務など、消費者トラブルに関する相談に対応できるように消費生活相談員を配置して相談に応じ、問題の解決を図る。また、市民へ消費生活に関する周知を図る。	継続	悪質かつ巧妙な手口で消費者に被害が及ぶのを未然に防ぐため、情報提供や周知活動、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	消費生活相談員3名体制の継続、アドバイザー弁護士制度の継続実施を通し、消費者問題の解決を図ることができた。	悪質かつ巧妙な手口で消費者に被害が及ぶのを未然に防ぐため、情報提供や周知活動、複雑・高度な相談内容に対応し、住民福祉の向上を図る。	市民協働課	1	アドバイザー弁護士制度の継続実施により困難事例にも対応することが可能であることから、継続して実施しながら、広報さつてや市ホームページなどを通じて消費生活問題に関する情報提供を引き続き行うことで、市民の意識啓発を行っていく。また、引き続き研修会などを通じて、相談員の資質の向上を図る。	A	
	② だれもが住みよいまちづくりの推進	(1) 居住の場の整備・充実	施設・居住系サービスの整備	今後予想される介護者の重度化や認知症高齢者の増加に備え、施設・居住系サービスの基盤整備の量を見込み、事業者の公募等により整備を図る。	継続	公募予定なし	公募なし	看護小規模多機能型居宅介護 1施設	介護福祉課	5	第8期介護保険事業計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護の令和5年度開設に向けて公募の準備を進めている。	E	
			養護老人ホーム・軽費老人ホーム(ケアハウス)	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が、市の措置により入所する施設で、軽費老人ホームは自炊ができない程度の身体能力の低下により、生活に不安のある人や家族の援助を受けることが困難な人が入居する施設であり、入所への支援を行う。	継続	居宅において生活することが困難な高齢者が市の措置や、契約により入所できるよう支援する。	養護法人ホーム入所者 4人/月 軽費老人ホーム入所者 2施設	養護法人ホーム入所者 4人/月 軽費老人ホーム入所者 2施設	介護福祉課	1	養護老人ホーム高齢者人口が増加するなか、社会的な援護を必要とする高齢者に対して必要な施設となっており、今後も市の措置による入所委託を行う。また、軽費老人ホーム(ケアハウス)については、現状の施設数を維持していく。	A	
		(2) 交通支援の充実	障がいのある人に対する外出支援	障がいのある人が地域で自立生活や社会参加ができるよう外出支援を行う。	継続	行動援護、移動支援、生活サポート事業等により、単独で外出することが困難な人を支援する。	実利用者数 行動援護45人、同行援護8人、移動支援38人、生活サポート事業68人	行動援護、同行援護、移動支援、生活サポート事業により、単独で外出することが困難な人を支援する。	社会福祉課	1	今後も継続し、外出の支援を実施する。	A	

令和2年度施策の成果一覧(評価一覧)

資料1

基本目標	施策	施策・事業の展開	事業名	事業内容	単年度・継続	R2		R3	担当課			事務局案	委員会評価
						事業目標	事業成果	事業目標	担当課	評価	問題点・課題・今後の対応		
			デマンド交通運行事業	市民の公共施設へのアクセスや通院、買い物等の日常生活を支えるための交通手段として、デマンド交通を運行する。	継続	デマンド交通利用者数の増加及び利便性の向上、年間目標デマンド交通利用者数9,718人。	デマンド交通の目的地分析やキャンセル率等を分析し、協議を行ったが、目標には届かなかった。また次期公共交通について検討し、デマンド交通から市内循環バスを令和4年1月から実施することとした。	デマンド交通利用者数の増加及び利便性の向上、及び新たな市内循環バスが市民の日常生活を支えるための足となるよう、運行内容などについて工夫し、また周知を行い利用者数の増加を図る。	市民協働課	3	令和4年1月から運行する市内循環バスが、市民の日常生活を支えるための足となる利用しやすい公共交通とするために、乗り継ぎ案内などを工夫して周知する必要がある。また商業施設等との連携を今後検討していく。	C	
		(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	住宅改修	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取付ける、段差を解消する等の住宅改修を行おうとするとき、事前申請し住宅改修が必要と認められた場合、20万円を支給限度額として、費用の9割等を介護保険から支給する。	継続	介護保険サービスによる給付の実施	介護給付(要介護認定者の利用) 100件 予防給付(要支援認定者の利用) 46件	介護保険サービスによる給付の実施	介護福祉課	1	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、小規模な改修を行う介護保険サービスとして、引き続き制度の周知に努める。	A	
			公園のバリアフリー化の実施	新規に公園を設置する場合や既存の公園を改修する際に、バリアフリー化を実施する。	継続	-	-	埼玉県福祉のまちづくり条例をもとに、公園内でバリアフリー化が必要な箇所を抽出・整理する。	都市計画課	5	既存の公園施設をバリアフリー化する際に、公園の面積、隣接する道路や施設、整備費用を検討した結果、実現が難しい公園について、今後の取扱いを検討する必要がある。	E	
			幸手駅西口土地区画整理事業による西口駅前広場及び西口停車場線の整備	第6次幸手市総合振興計画及び幸手市都市計画マスタープランに基づき、幸手駅西口土地区画整理事業により、西口駅前広場及び都市計画道路西口停車場線を整備する。整備にあたっては、バリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境を整える。	継続	都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施する。	都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施した。	引き続き、都市計画道路西口停車場線の整備に向けて、物件移転補償交渉を実施する。都市計画道路西口停車場線の一部整備を実施する。	まちづくり事業課	1	-	A	
			歩道の段差解消	歩道に生じた段差解消工事を行う	継続	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う。	支障となる段差箇所はなかった。	段差箇所が発見され次第、段差解消工事を行う。	道路河川課	1	-	A	
			学校トイレのバリアフリー化	学校トイレの洋式化を含めた改修に併せ、一部の小便器や大便器のブース内に手すりを設置し、廊下とトイレの出入口及びトイレ内の床をフラットにする。また、屋外トイレについては、スロープ等を新設し、体育館から屋外トイレまでの段差を解消する。	単年度	市内小中学校の未改修箇所のトイレについて3~5校を改修する。	小学校5校、中学校1校についてトイレの大規模改修を行い、バリアフリー化を実施した。	-	総務課	1	学校施設の大規模改修に併せ、施設全般のバリアフリー化を図るための検討を進める。	A	
		(4) 生活環境の充実	安全な道路の維持管理	道路の損傷箇所について迅速に対応し、安全な道路の維持管理を行う	継続	道路の損傷等が発見された場合は、早急に修繕を行う。	約160箇所の損傷等に対して、維持修繕を実施した。	道路の損傷等が発見された場合は、早急に修繕を行う。	道路河川課	1	-	A	